

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告示

○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	19
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	19
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	19
○道路の供用の開始..... (道路課)	19
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	19

告 示

北海道告示第854号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年10月2日、厚沢部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第855号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、美唄市菱沼地区及び光栄南地区の換地処分をした。

平成18年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第856号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 函館市木直町596・597・707・708の1・1396・1403(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第857号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旭川層雲峡自転車道線	上川郡愛別町字愛別1264番地先(河川敷地)から 上川郡愛別町字愛別1360番4地先(河川敷地)まで 上川郡愛別町字中央1011番地先から 上川郡愛別町字中央1192番1地先(河川敷地)まで	平成18.10.17

北海道告示第858号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成18年10月20日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	岩見沢石狩線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
石狩郡当別町幸町122番23地先から	前	10.00mから	381.00m		
石狩郡当別町末広118番58地先まで		24.00mまで			

前	10.00mから 25.00mまで	421.00m
後	10.00mから 26.00mまで	356.00m
後	10.00mから 26.00mまで	421.00m
